

宮崎県の漁港位置図



- ① 第1種漁港： 利用範囲が地元の漁業を主とするもの。
- ② 第2種漁港： 利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの。
- ③ 第3種漁港： 利用範囲が全国的なもの。
- ④ 第4種漁港： 離島その他辺地であって、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。